

新監査公表第7号

令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置について新潟市長から通知があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により行った当該通知に係る事項の公表（令和6年7月30日付新監査公表第5号）の一部を下記のとおり訂正します。

令和6年10月2日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩
 同 伊 藤 秀 夫
 同 飯 塚 孝 子
 同 深 谷 成 信

記

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>【財務部用地対策課】</p> <p><u>本市の財政状況を踏まえると、無利子長期貸付を行うことは、巨額な財政負担を伴うことから困難であり、財務当局と協議のうえ、毎年度予算要求することとしてきました。</u></p> <p>今後についても、<u>この状況に変わりがないことから、利子負担の縮減に努めつつ、現状のスキームを継続していきます。</u></p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>	<p>【財務部用地対策課】</p> <p>市の財政状況により<u>現在の無利子貸し付けが困難となる可能性があるため、これまで毎年度予算要求することとしています。</u></p> <p>今後についても、<u>次年度の財政状況を踏まえて無利子貸し付けの継続を検討する必要があることから、現状のスキームを継続します。</u></p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>